



硫黄島における一時滞在施設の建設及び使用等に関する確認書

防衛庁長官官房施設課長 真部 朗（以下「甲」という。）は、小笠原村長 宮澤 昭一（以下「乙」という。）との間に、「硫黄島問題に関する報告」（昭和59年5月31日 小笠原諸島振興審議会意見具申）の趣旨、特に同報告において、火山活動による異常現象が著しいこと及び産業の成立条件が厳しいことから、硫黄島には一般住民の定住は困難とされていることに鑑み、定住化につながる施設ではないとの前提のもと、乙が硫黄島に設置する一時的な短期滞在の用に供する施設（以下「一時滞在施設」という。）の建設及び使用並びに同施設の完成後における小笠原村に対する人員輸送支援等に関し、下記のとおり確認する。

記

（施設の使用目的）

第1条 乙は、一時滞在施設を次の各号に掲げる目的に供するものとし、他の目的には使用しないものとする。

- (1) 小笠原村主催硫黄島墓参
 - (2) 東京都主催硫黄島墓参（ただし、休憩に限る。）
 - (3) 硫黄島旧島民平和祈念公園維持管理作業
 - (4) 厚生労働省所管遺骨収集作業
 - (5) 在島自衛隊員に係る不在者投票事務並びに自衛隊及び米軍施設に係る消防検査事務
- 2 乙は、一時滞在施設の使用を自衛隊及び米軍の任務の遂行に支障が生じない範囲内とし、具体的な使用の内容については、甲と調整を行うものとする。

（施設使用者）

第2条 乙は、前条第1項各号に掲げる目的を有する小笠原村職員及び硫黄島旧島民（以下この条において「村職員等」という。）に、一時滞在施設を使用させるものとする。

- 2 硫黄島旧島民とは、昭和19年3月31日に硫黄島及び北硫黄島に住所を有していた者並びにその者の父母、配偶者並びに子及び孫並びにこれらの配偶者とする。
- 3 乙は、村職員等以外の者に一時滞在施設を使用させる場合には、事前に、甲に書面で通知し、甲の同意を得るものとする。
- 4 乙は、一時滞在施設を使用する場合には、小笠原村職員を同行させるものとする。

（建設資材等輸送支援）

第3条 甲は、乙が第1条第1項各号に掲げる目的に供するため一時滞在施設を硫黄島に建設するに当たり、自衛隊及び米軍の任務の遂行に支障が生じない範囲内において、建設資材等の輸送支援に協力するものとする。

（立入禁止区域）

第4条 一時滞在施設を使用する者（以下「使用者」という。）の安全確保のため、使用者が立ち入り可能な区域を別図に示す一時滞在施設、平和祈念公園及び外周道路の一部とし、当該区域外の区域は立入禁止区域とする。

- 2 乙は、使用者が許可なく立入禁止区域に立ち入らないよう必要な措置を採るものとする。
- 3 乙は、立入禁止区域に使用者を立ち入らせる必要が生じた場合には、硫黄島航空基地隊と事前に調整を行うものとする。
- 4 乙は、使用者に自衛隊員が同行する場合には、使用者に、同行する自衛隊員の指示に従って行動させるものとする。

(建設及び維持管理)

第5条 乙は、一時滞在施設の建設及び維持管理を、自衛隊及び米軍の任務の遂行に支障を生じないように行うものとし、具体的な内容については、今後、甲と調整を行うものとする。

(臨機の措置)

第6条 硫黄島に所在する部隊は、使用者の安全確保または自衛隊及び米軍の任務の遂行に支障が生じる恐れがある場合、臨機の措置を採ることができる。使用者は、当該措置に従わなければならない。

(人員輸送支援)

第7条 甲は、一時滞在施設の完成後、同施設の使用の如何にかかわらず、小笠原村に対する人員輸送支援を、自衛隊及び米軍の任務の遂行に支障が生じない範囲内において、次に掲げる年度支援回数を上限として協力するものとする。ただし、第1条第1項第5号の目的で同施設を使用するための人員輸送支援については、次に掲げる年度支援回数には数えないものとし、当該輸送支援の実施に当たっては、必要に応じ、甲と乙は協議の上協力するものとする。

- (1) 本土と硫黄島間における自衛隊輸送機の特別運航による人員輸送支援について、年度支援を4往復運航とする。ただし、小規模の人員輸送支援については、定期運航の輸送機の余席を利用できるものとする。
- (2) 硫黄島と父島間における自衛隊ヘリコプターによる人員輸送支援について、年度支援回数を10回（東京都主催硫黄島墓参2回・硫黄島旧島民平和祈念公園維持管理作業6回・厚生労働省所管遺骨収集作業2回）とする。

(協 議)

第8条 この確認書の内容に関し疑義が生じた場合には、甲と乙は協議するものとする。

(その他)

第9条 この確認書に定めのない事項については、必要に応じ、甲と乙が協議して定める。

平成13年 6月14日

防衛庁長官官房施設課長 真 部

朗

小 笠 原 村 長 宮 澤 昭



硫黄島における一時滞在施設の建設及び使用等に関する確認書

別 図

